

平成 27 年度 第 1 回桑名市地域公共交通会議 議事要旨

日時：平成 28 年 2 月 12 日（金）

開催場所：桑名市役所 北庁舎 会議室

出席者：13 名

1. 報告事項

○資料 1～5 コミュニティバス利用者の推移及び平成 27 年度の利用実績における説明 (事務局)

・特になし

○資料 6～7 バス停設置適正化にむけた取り組み及び地域主体の取り組みによるバス運行 について説明 (事務局)

・資料 6 バス停設置適正化にむけた取り組みについて、どういった方法で住民に周知されたのか教えていただきたい。(委員)

→今年度 4 月号の広報誌で取り組みについて掲載を行った。多度地区においては 4 月に開催された自治会総会で資料を示し、取り組みについてご案内をさせていただいた。今後もそのような機会がある時には資料に基づいて地域の皆様にご相談させていただきたい。(事務局)

・資料 6 バス停設置適正化にむけた取り組みについて、利用者の少ないバス停は、前年度の比で増えているのか減っているのか教えていただきたい。(委員)

→昨年度の状況とほぼ同じである。昨年度一年間利用が少ないバス停は今年度も同様の傾向が見られる。(事務局)

・資料 6 バス停設置適正化にむけた取り組みについて、バス停の一時休止というのは、時間短縮などに効果はあると思うが、費用的な効果はどうか。(委員)

→仮に利用者の少ないバス停を休止したとしても、次のバス停に利用者がいればルートは現状のまま、該当バス停を通過するだけになり、経費面では大きく下がらないのが実情である。しかし、バス停がなくなるということがどういうことかを地域の皆様にお示しすることで、バスを利用しないと自分たちの移動手段が確保できなくなるということを知ってもらい、マイバス意識の向上に繋がればと考えている。

もし利用者の少ないバス停が連続しており、それらが休止となった場合には時間の短縮が見込め、ルートについては地域の皆様とご相談させていただき、運行事業者の方のご意見も伺いながらルートの見直しを決定していきたいと考えている。(事務局)

資料7 地域主体のバス運行について、資料下段にモデル例があるが、今後、具体的にどのようにやっていきたいということがあれば教えていただきたい。(委員)

→今までの場合は、地域の方々が行政に依頼し、行政が考え、運行を依頼した後に実際乗ってもらえるか不安であった。

今後は、地域の移動手段を確保するために地域の皆様に考えていただくなど、少しご負担をいただくことで継続した利用をしていただけるのではないかと考えている。

今、国でも示されている形では事業者が運行を依頼することが安全上望ましいと言われているが、昨今では自治会や NPO 法人が運行できない空白地域をカバーできるような自家用有償運送の制度も若干改正されているので、こういった仕組みも考えながら、安全を確保した上で取り組んでいければと思っている。具体的な動きについては、三重運輸支局からも助言をいただき、桑名市に合致した形態を考えていきたい。(事務局)

・毎年、路線の見直しを行っているが、前回の長島地区のルート変更について、教えていただきたい。(委員)

→長島ルートは駅前、福祉健康センターを中心に北回りと南回りで構成しており、南回りについては時計回りにしか運行していなかった。葎ヶ須の地域の方々から長島駅から葎ヶ須まで早く帰りたいという要望を受け、2 便と 4 便については逆回りを設定し、長島駅から葎ヶ須に向かう便については、改正により約 17 分で帰れるようになった。

また夏場の長島温泉利用者の車が多く、道路が混雑していたが、回り方を変更したことで、定時制については以前ほど遅れることはなくなった。

松蔭、松東地区のフリー区間に設定した地域については、以前は県道 7 号線を通っていたが、地域の方々の要望を受け、地区の中を運行した。回覧で周知した結果、普段乗っていない方にも利用していただけた。(事務局)

2. 協議事項

○資料8 多度ルート 一部回送化による効率的運行の実施 (事務局)

・電車との接続については、北勢線においても接続をして互いにメリットがあったということは聞いており、養老鉄道でもお互いに相乗効果があると思う。多度地区の方から循環バスについては残してほしいが利用者が少なく空気を運んでいるので、必要ではあるが、もったいないので工夫してほしい。また、住民としてもっと考えていかなければならないという声を聞いたため、事務局へ伝えたかった。(委員)

・美鹿ルートについては通勤通学が多いので、第 3 便の養老鉄道への接続は利便性が上がり、利用増が見込めると思うのでよろしくお願ひしたい。(委員)

○資料 9 多度ルート 安全運行のため運行ルート変更と運行順序変更（事務局）

・改正前の 5 便・8 便・11 便について戸津近鉄住宅前から大桑クリニックまで所要時間 3 分であるが、改正案の大桑クリニックから戸津近鉄住宅前まででは 2 分になっているのはなぜか。（委員）

→大桑クリニックから国道 258 号線を経由して戸津近鉄住宅前に向かう際、信号待ちが多く時間がかかっていた。運行事業者とも相談した結果、改正により信号待ちを減らすことで、この所要時間となった。（事務局）

・改正案の運行順序であると、大桑クリニックおよび戸津近鉄住宅前から多度駅まで利用されていた方は多度駅に行けなくなるが、どのように考えているのか。（委員）

→改正案の時間帯については大桑クリニックから多度駅に行く人より先に多度駅への利用者が多かったため、今回の改正を考えた。（事務局）

○資料 10 長島ルート 循環便北回り 左回りルートについて（事務局）

・大倉団地は古い団地であり、世帯数も多く、高齢者も多い。利用者も多く見込まれ、利便性の向上が図れるのは利用者にとって喜ばしいことであると思うので、よろしく願いしたい。（委員）

○資料 11 廃止代替バス城南線における三重交通 IC カードの導入（三重交通）

・近鉄で使われている PITAPA や ICOCA のカードでも使用できるのか。（委員）

→使用可能である。PITAPA だと利用額によって割引があるが、TOICA や MANACA などについては使用可能であるが割引はない。（三重交通）

・三重交通 IC カード emica を近鉄でも使えるようにする予定はあるか。（委員）

→大規模なシステム改修・投資が見込まれるため、可能性はゼロではないが、実現できてもかなり先になる見込みである。（三重交通）

○その他

・資料 8 ～ 10 の改正については平成 28 年 7 月 1 日から実施を予定している（事務局）